

様式第2号（第4条関係）

誓 約 書

年 月 日

尼崎市長 あて

所 在 地

名 称

代表者氏名

⑩

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に係る認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設の認定に関する基準等を定める要綱（以下「要綱」という。）第4条に基づく申請について、下記のとおり誓約します。

記

1. 提出書類の内容（認定申請書及び添付書類の内容）について事実と相違ないこと。
2. 要綱第3条第2項第1号から第7号まですべての基準を満たすこと。

【参考】 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に係る認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設の認定に関する基準等を定める要綱第3条

（認定基準）

第3条 施設認定は、認定生活困窮者就労訓練事業者の申請により、認定生活困窮者就労訓練事業実施施設ごとに行う。

2 市長は、次条の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当することを認めるときは、当該申請に係る認定生活困窮者就労訓練事業実施施設について施設認定を行う。ただし、市長が、当該申請に係る施設認定をすることが適当でないとき、この限りではない。

(1) 当該申請に係る認定生活困窮者就労訓練事業者（以下「申請者」という。）が、生活困窮者の就労機会の確保等の活動、事業を实践していること。

(2) 認定生活困窮者就労訓練事業実施施設において、本市の生活困窮者を受け入れていること。

(3) 申請者が、適切な業務遂行能力を有すること。

(4) 申請者が、法令違反等、事業者の認定にふさわしくない事実がないこと。

(5) 申請者が、公序良俗に反する事業を行っていないこと。

(6) 申請者が、尼崎市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団等に該当していないこと。

(7) 申請者が、租税公課を滞納していないこと。

3 市長は、前項の規定による施設認定をしようとするときは、地方自治法施行規則第12条の2の3第3項の規定に基づき、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴くものとする。